

法令適用事前確認手続照会書

2012年6月21日

入国管理局参事官室の長 殿

照会者名

住所

下記について照会します。なお、照会及び回答内容(下記6において照会者の公表を希望する場合は、照会者名を含む。)が公表されることに同意します。

記

1 法令名及び条項

出入国管理及び難民認定法第20条第3項

2 実現しようとする自己の事業活動に係る個別具体的な行為

平成24年3月30日に法務省入国管理局のウェブサイトにて公表された、「在留資格「投資・経営」の基準の明確化(2名以上の外国人が共同で投資し、事業を運営する場合の取扱い)」は、「(1)事業の規模や業務量等の状況を勘案して、それぞれの外国人が事業の経営又は管理を行うことについて合理的な理由が認められること、(2)それぞれの外国人が相当額の投資をしていること、(3)事業の経営又は管理に係る業務について、それぞれの外国人ごとに従事することとなる業務の内容が明確になっていること、(4)それぞれの外国人が経営又は管理に係る業務の対価として相当の報酬額の支払いを受けることとなっていること等の条件が満たされている場合には、それぞれの外国人全員について、「投資・経営」の在留資格に該当するとの判断が可能といえます。」としています。

上記取扱いは、共同で事業を起こした複数の外国人がそれぞれ役員に就任するような場合が前提になっていますが、この点、本件では、本邦にて経営活動に従事し又はしようとする複数の外国人が自ら出資したのではなく、当該外国人の派遣元(海外の親会社)が投資したものです。

現在、当該外国人の派遣先(日本の子会社)では、海外の親会社から派遣された1名の代表取締役が「投資・経営」資格で経営活動に従事しています。しかし、設立以来業績が好調で今後事業規模を拡大するため、現在「企業内転勤」の資格で海外取引業務等に従事する者も「投資・経営」資格への変更を希望しています。

なお、上記の「企業内転勤」資格の者は、その権限、活動内容などに鑑み当初「投資・経営」資格の在留資格認定証明書交付申請を行ったものの、東京入国管理局の指導により申請内容を「企業内転勤」に変更し、上陸許可を得ております。

3 上記1の法令(条項)の適用に対する照会者の見解及びその根拠

上記取扱いのうち、本邦にて経営活動に従事する複数の外国人が自ら出資するのではなく、当該外国人の派遣元(海外の親会社)が投資し、海外の親会社に代わって経営活動に従事する場合、その性質上、「(2)それぞれの外国人が相当額の投資をしていること」との条件を満たす必要はなく、(1)(3)(4)の条件が満たされているときは、上記取扱いの考え方に従い、審査されるものと考えます。

在留資格「投資・経営」には①投資した者が自ら経営活動に従事する形態だけでなく、②投資した者に代わって経営活動に従事する形態も含まれるところ、①の形態のみならず、②の形態においても、複数の外国人がそれぞれ役員に就任し、経営活動に従事する必要性、合理性が認められる事案が存在します。

4 公表の延期の希望(※本項については、希望がない場合は記載する必要はありません。)

- 1 (1) 理由
- 2 (2) 公表可能時期

5 口頭による回答の可否 否

6 照会者名の公表を希望しません。

7 連絡先

- 1 (1) 郵便番号 [REDACTED]
- 2 (2) 住所 [REDACTED]
- 3 (3) 照会者名又は代理人名 [REDACTED]
- 4 (4) 電話番号 [REDACTED] FAX番号 [REDACTED]
- 5 (5) 電子メールアドレス [REDACTED]